

盛岡市監査委員告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 6 月 5 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
同 菊 池 秀 一  
同 佐 藤 敬 三  
同 八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は市長公室，総務部及び選挙管理委員会事務局である。うち，次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

| 実地監査対象部課等                       | 監査実施年月日                        |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 【玉山総合事務所】<br>税務住民課，産業振興課        | 平成 29 年 4 月 27 日から同年 5 月 9 日まで |
| 玉山出張所，玉山生活改善センター，<br>玉山健康増進センター | 平成 29 年 4 月 28 日               |

第 2 監査の範囲

平成 28 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 29 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

## I 玉山総合事務所

### 税務住民課

#### 【指摘事項】

- 1 全額前金払いした補助金の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 【注意事項】

- 1 物品の購入に当たり、不備のある見積書を徴取している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 産業振興課

#### 【指摘事項】

- 1 手数料の収納に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - (1) 会計職員として任命していない職員に収納金の取扱いをさせているもの
  - (2) 収納金の指定金融機関等への払い込みが遅滞しているもの
- 2 補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - (1) 補助事業の対象期間が適切でないもの
  - (2) 履行確認において、記載内容に誤りのある収支精算書を受領しているもの
- 3 公の施設の管理及び使用に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定書に定める年間修繕料を上回る負担についての協議が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 物品の購入に当たり、不備のある見積書を徴取している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 玉山健康増進センター

#### 【指摘事項】

- 1 使用料の減免に当たり、決裁権者の決裁を得ず、かつ減免理由が明確でない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。